

発表事項

- 1 自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況
- 2 保険者向けのマイナ保険証の利用率の集計誤りと再発防止策
- 3 令和7年度委託金の状況
- 4 令和6年度診療報酬等債権譲渡・差押等処理状況
- 5 令和7年3月審査分の審査状況
- 6 令和7年4月審査分の特別審査委員会審査状況

保険者向けのマイナ保険証の利用率の集計誤りと再発防止策

1 本事案の概要

- 支払基金は、国保中央会と共同で医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）として、厚労省の要請を受けて、毎月の医療保険者の外来レセプトのマイナ保険証利用率の算定、通知等の業務を行っている。当該利用率の分子と分母は下記のとおり。

分子：マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数（医療機関当たりの利用回数が1月1人当たり1回となるよう、医療機関ごとに患者の名寄せを行う）（オンライン資格確認等システム（以下「オン資システム」という。）の運用保守事業者が集計し、ファイルを作成）

分母：各医療保険者等で受け付けたレセプト枚数（外来レセのみ）（審査支払システムの運用保守事業者が集計し、ファイルを作成）

- 今般、各医療保険者に通知していたマイナ保険証の利用人数及び利用率について、以下の2点の誤りが確認された。（影響：全保険者）

※ 各医療機関に対して通知している利用率や、厚労省が公表している全体の利用率には影響がない。

（1）利用人数の名寄せ漏れ（令和6年3月診療分から令和7年1月診療分まで）

利用人数の算定に当たって医療機関ごとに患者の名寄せを行うべきところ、オン資システムの運用保守事業者による作業中に、誤って集計用ツールが名寄せを行わないものに変更された。また、当該変更の発生が、同事業者の側で1年近く認識されないうちに済んだ。

（2）利用人数の対象月誤り（令和7年1月診療分）

令和7年3月に各保険者に利用率を通知するに当たり、同年1月診療分のデータを用いる際、同月分の利用人数のファイルを用いるべきところ、実施機関での利用率の算定作業時の誤りにより、翌月の2月診療分の利用人数のファイルが用いられた。

保険者向けのマイナ保険証の利用率の集計誤りと再発防止策

2 利用人数・利用率の訂正等の対応

○ 上記の誤りについては、5月16日に医療保険者等向けデジタルPMOに資料1を掲載した。また、訂正後の利用人数と利用率については、5月19日に、各医療保険者に対して中間サーバーを通じて情報提供した。

※ なお、利用率は、医科・歯科・調剤レセプトのある保険医療機関・薬局での利用人数に基づき集計したものとなっている。

保険者向けのマイナ保険証の利用率の集計誤りと再発防止策

3 再発防止策について

(1) 名寄せ漏れ

① 変更履歴管理システムの構築（オン資システムの運用保守事業者）

運用保守事業者において、以下の対策を講じ、集計用ツールの変更履歴を組織的に管理して、今回発生したような意図せざる集計用ツールの変更を防止する。

ア ツールの命名規約等

集計用ツールの命名規約を制定し、規約に沿ったツール名を付すこと等により、作業担当者が更新不可のものであることやツールの性格等を意識して集計用ツールを使用する。

ツール名の例：【更新不可】 【週次集計】 資格確認結果の件数

イ ツールの変更履歴管理システムの構築

システム開発・運用のバージョン管理に用いる標準システム（Git）を活用して、集計用ツールの作成・変更履歴を記録・可視化できる環境を新たに構築。これを活用して、変更履歴の組織的な管理や、集計作業前の集計用ツールの更新有無等の確認を行う。

注：オン資システムのプログラム本体では、Gitによるバージョン管理システムを構築済み

② 集計用ツールの定期的なコード確認（実施機関）

実施機関において、毎月、運用保守事業者が使用している集計用ツールのソースコードを確認し、不必要な変更等が起きていないか等を確認する。

保険者向けのマイナ保険証の利用率の集計誤りと再発防止策

3 再発防止策について

(2) 利用人数の対象月誤り

① チェックの徹底

- 利用率算定作業の確認項目を見直した上での、複数人でのダブルチェックを徹底するとともに、上司（課長・課長代理）が確認履歴を管理する。

（ダブルチェックによる確認項目等）

- ・ 事業者からの利用人数、レセプト件数ファイル受領時、算定対象診療月のものであること等を複数人で確認
- ・ 利用率算定作業のファイル取込の際、取込ファイル名にある算定対象月名をチェックすることで、正しいファイルが用いられているかを複数人で確認。また、取込時の画面を保存し、取込作業時の証跡を残す
- ・ 利用率算定結果について、通常想定されない異常値が発生していないか、複数人で確認
- ・ 上司がチェックの証跡・履歴を確認

② 別方法による検算

- サンプル抽出された保険者について、算定作業実施者と別の担当者が通常の作業方法（Microsoft Excelの構築済みテンプレート）とは別に手計算により利用率を算定し、上司が双方の算定結果を比較して、誤りがないかを検証する。

③ 作業手順書の検証

- 実施機関における定常的な集計作業の手順書（ダブルチェック項目を含む）については、部長等が妥当性を検証する。

保険者向けのマイナ保険証の利用率の集計誤りと再発防止策

医療保険者等向けデジタルPMO周知文（厚生労働省発表）

保険者ごとのマイナ保険証利用率の訂正に伴う通知の遅れと今後の対応について

各保険者さまにおけるマイナ保険証利用促進の参考資料として令和6年3月から実施機関にて集計したものを情報提供しております。この保険者別の月次のマイナ保険証利用率の数値のうち、いわゆる「確定値」として保険者別に通知している「外来レセプト中のマイナ保険証利用率」について、当初よりマイナ保険証によるオンライン資格確認を行った人数の医療機関ごとの名寄せができていない形でお送りしてまいりました。そのため、月内に同一医療機関で複数回マイナ保険証によるオンライン資格確認を行った患者がいた場合に、分子の利用人数に複数回集計されていたほか、直近の3月にお送りしていた上記利用率について、異なる月のマイナ保険証の利用実績を参照していたことが判明しました。これに伴い、保険者の皆様への利用率の通知が遅れてしまったことに対し、お詫び申し上げます。

このため、月次で通知しております「マイナ保険証の利用率（※1）」について、4月11日（金）の提供は行っておりませんが、集計方法の見直しを行った上で改めて提供させていただきます。また、これに併せて集計方法をさらに精緻化することといたしました（詳細は※2を御参照ください）。

つきましては、訂正した利用率を近日中に通知するとともに、新たな集計方法及び提供日については、5月中を目途に、医療保険者等向けデジタルPMO（または市町村向けデジタルPMOによる周知）よりお知らせする予定です。

- ※1 種別「S04」ファイル名「外来レセプト中のマイナ保険証利用率」 種別「S05」ファイル名「年齢階級別マイナ保険証利用率」
- ※2 マイナ保険証の利用に関し、訪問診療を行う医療機関等における居宅同意取得型での資格確認や、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ3か月以内の資格確認の取扱いを利用率の集計対象に含め、実態に即した数値で集計できるようにいたします。
- ※3 オンライン資格確認の件数を元に算出をしている、いわゆる「速報値」として通知している利用率や、社会保障審議会医療保険部会等に報告しております全体の利用率である「オンライン資格確認件数に占めるマイナ保険証利用件数の割合」（3月実績で27.26%）については、誤りはありません。
- ※4 お送りしている利用率は、医科・歯科・調剤レセプトのある保険医療機関・薬局での利用人数に基づき集計したものです。